

現行の基準で認定を受けている紫外線照射装置の機種取り扱いについて

令和2年5月12日

水道におけるクリプトスポリジウム対策指針の改定に伴い、当センターの紫外線照射装置JWRC 技術審査基準を改定した。改定の前後で求められる性能に変更が発生するため、現行の基準で認定を受けている機種（以下、現行品という）であっても、新基準に適合しているかどうか確認の必要がある。但し、現行品は、認定が取り消されるわけではなく、旧基準での認定品となる。

現行品が新基準に適合しているかの審査は浄水技術支援委員会（UV 専門部会）にて実施するが、その際の照射性能試験、浸出試験及び審査料について以下の通りとする。

1. 紫外線照射量試験及び浸出試験

① 紫外線照射量試験について

新基準で照射性能確認方法の「Ⅰ」又は「Ⅱ」を満足するには

- (1) CFD-Iを使用しない場合
- (2) CFD-Iを使用する場合（反射光の計算なし）
- (3) CFD-Iを使用する場合（反射光の計算あり）

という3つの場合に分かれている。

新基準での確認時に、(1)か(3)を選択する場合には、通水試験を実施する必要がある。

(2)を選択する場合には

- ・材質にアルミ、フッ素樹脂を使用している照射槽ならば、反射光の影響によりRED実測 \geq REDCFDが成立することは当然のことなので、新基準の通水試験は必要。
- ・材質にアルミ、フッ素樹脂を使用している照射槽でないならば、新基準の通水試験は不要とする。CFD-Iにより、クリプトスポリジウムRED_{CFD}が ≥ 12 mJ/cm²以上を確認すること。

② 浸出性試験について

- ・技術審査基準 第1章 4.3 浸出性（留意事項）に示す通り、“本適合認定では、認定時点における基準を満足する必要がある。”に従うこと。

2. 審査料について

〔受付審査料〕

徴収しない

〔適合審査料〕

規程集p.137の「記載事項の追加の場合」を準用し、60,000円＋消費税とする。（会員の場合）

〔認定書発行料〕

水道技術支援事業規程集p.138より、20,000円＋消費税とする。

以上